

平成28年度 第1回青森県公共事業再評価等審議委員会

日 時 平成28年6月21日（火）13:30～16:00

場 所 青森県庁西棟8階大会議室

【1 開会】

(司会)

それでは、ただ今から「平成28年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会」を開会いたします。

開会にあたりまして、原田企画政策部長よりご挨拶を申し上げます。

【2 あいさつ】

(原田企画政策部長)

皆様、大変お忙しい中、本日お集まりをいただきましてありがとうございます。

皆様には、日頃から県行政につきまして、いろいろとご理解、そしてまたご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げたいと思います。

また、この度はこの当該委員会の委員にご承諾いただきました。改めて感謝を申し上げたいと思います。

この委員会でございますが、平成10年度に第1回目の、第1期の委員会が設立されております。今期で10期目の委員会ということになります。本日、欠席の委員の先生もおられますが、このメンバーでこれから2年間ご審議をしていただくこととなりますので、どうぞよろしく願いしたいと思います。

さて、ご案内のとおり、本県の社会資本整備については、未だ十分とはいえない状況でございます。また、東日本大震災の経験を踏まえまして、県民の皆さんが安全、そして安心に暮らせる災害に強い青森県づくりを進め、県内各地域がバランスの取れた形で更に発展を遂げていくためにも、今後も着実に公共事業を実施して、そしてまた社会資本の整備を推進していくことが必要だと思っております。

しかしながら、その一方で、やはり財源には限りがございます中で公共事業を実施していくためには、県といたしましては、選択と重点化ですとか、財源の有効活用に努めるのは勿論でございますが、当委員会から様々なご意見をいただきながら、公共事業再評価と事後評価を実施するとともに、その過程、プロセスを広く公開していく中で県民の皆様へご理解をいただく、説明責任を果たしていくということが重要だと認識しております。

その意味で、この委員会の持つ役割というもの極めて大きいものだと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

本日は、お手元の次第のとおり進めて参りたいと思いますが、盛りだくさんの内容となっております。少し、お時間を取らせるかもしれませんが、どうぞよろしく願いしたいと思っております。

【3 委員等紹介】

(司会)

本日は、第10期委員会として初めての委員会でございますので、委員の皆様と県側出席者の紹介をさせていただきたいと思っております。

委員の皆様には、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

順不同で恐縮でございますが、阿波委員から順に左回りでよろしくお願ひいたします。

(阿波委員)

ただ今、ご紹介いただきました八戸工業大学の阿波と申します。

3期目、5年目の委員となります。

土木を専門にしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

(鮎川委員)

新任の八戸工大の鮎川と申します。

専門は植物生態学で、環境の方を見てくださということが依頼を受けました。どうぞよろしくお願ひいたします。

(大橋委員)

弘前大学の大橋と申します。

専門は土木計画となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

(秋葉委員)

弘前大学の秋葉まり子です。

よろしくお願ひいたします。専門はアジアの開発経済です。

(高松委員)

北里大学の高松と申します。

よろしくお願ひします。専門の方は、農業土木の土壌物理という分野になります。よろしくお願ひいたします。

(渡辺委員)

函館高専の渡辺です。

専門は土木工学の中の構造工学でございます。

北海道から参りましたが、微力ではございますが青森県のお役に立ちたいと考えているところです。よろしくお願ひいたします。

(司会)

どうもありがとうございました。

続いて、県側の職員をご紹介します。

まず、企画政策部です。

企画政策部 原田部長です。

濱谷企画政策部次長です。

続きまして、農林水産部 高谷次長です。

佐藤漁港漁場整備課長でございます。

続きまして、県土整備部 元永理事です。

福土整備企画課長です。

今井道路課長です。

田邊河川砂防課長です。

以上、県側の出席者です。

さて、本委員会の会議は、青森県公共事業再評価等審議委員会運営要領第2第2項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要となっておりますが、本日は、6名の委員の方々にご出席いただいておりますので会議が成立しますことをご報告いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、委員改選後の最初の委員会でございますので、委員長が選任されるまでの間、原田企画政策部長が議長役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【4 議事】

《(1) 委員長の選任及び委員長職務代理者の指名》

(原田企画政策部長)

それでは、委員長が選任されますまでの間、議事の進行を務めさせていただきます。

早速、委員長の選任に入らせていただきます。

委員長は、青森県公共事業再評価等審議会設置要綱第5第2項の規定に基づきまして、委員の皆様との互選により選任されることになっております。

どなたかご推薦の方などございますでしょうか。

それでは、大橋委員、よろしくお願いいたします。

(大橋委員)

阿波委員にお願いしたらいかがでしょうか。

(原田企画政策部長)

今、阿波委員というご推薦のお話でしたが、皆様、よろしいでしょうか。

ということで、委員長は阿波委員にお願いしたいと思います。

それでは、阿波委員は、委員長席の方へお移りいただいて引き続き審議のほど、よろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、阿波委員には委員長席にお座りいただき、ここからの議事進行をお願いいたします。

なお、原田企画政策部長は、用務の都合によりまして、ここで中座させていただきます。よろしくをお願いいたします。

(阿波委員長)

ただ今、委員長にご指名いただきました、八戸工大の阿波と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まだまだ不慣れなところもあるかと思いますが、委員の皆様のご協力を得ながら、公正かつ効率的に審議を進めたいと思いますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議事を順番に進めていきたいと思っております。

それでは、委員長の職務代理者を決定いたします。

青森県公共事業再評価等審議委員会設置要綱第5第4項に「委員長に事故ある時、または委員長が欠けた時は、委員のうちから予め委員長が指名する者がその職務を代理する」とありますので、私の方から職務の代理者を指名させていただきたいと思っております。

職務の代理者は大橋委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ご異議がないということでございますので、職務代理者は大橋委員にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、基本事項の確認をさせていただきたいと思っております。

具体的な審議に入る前に3つほどお願いを申し上げたいと思っております。

まず1つ目でございます。

会議は委員会運営要領第3に基づき公開として開催されます。

2つ目でございます。

審議内容は、委員会の資料と共に事務局の企画調整課で公表・縦覧いたします。

なお、議事録の公表にあたっては、各委員の了解を得て行うこととしております。

県庁の企画調整課のホームページを見ていただきますと、これまでのこの委員会の資料並びに議事録等が公開されておりますので、そのような形で公表がなされるということを事前に予めご了承ください。

3つ目でございます。

委員会終了後、報道機関等への取材対応は、委員長に一任くださるようお願いを申し上げます。

以上、委員の皆様のご協力をお願いしたいと思います。

ここまで、よろしいでしょうか。

それでは、はじめに議事の(2)番、今年度の委員会スケジュールについて事務局から説明をしていただきます。

よろしくをお願いいたします。

《（２）平成２８年度公共事業再評価等審議委員会スケジュール》

（事務局）

それでは、本年度の想定しておりますスケジュールについてご説明いたします。

本日、配付いたしました資料１をご覧いただきたいと思います。

再評価につきまして、今年度、委員会につきましては、昨年度と同様、３回の開催を基本に進めさせていただきたいと考えております。

評価ごとのスケジュールについてでございますけれども、まず、本日、第１回目の委員会、こちらの方につきましては、まず委員長の選任、委員長職務者の代理の指名、ここまでは終わりました、その後、対応方針案の説明・審議等を行いました後、委員会意見の決定の方、こちらの方で決定をお願いしたいと思います。

次回、第２回目の委員会は、７月下旬頃を予定しておりますが、こちらの方で現地の調査を予定したいと考えております。現地をご覧いただき、地元関係者等からのご意見等を聞いた上で委員会の意見を決定するという事です。９月下旬に第３回委員会を予定しておりますけれども、こちらの方で再評価に関する意見のとりまとめをしていただきたいと思いますと考えております。

それから、事後評価にですが、第３回委員会におきまして、昨年度選定しております３事業についてご審議いただいた上で、事後評価に係る委員会の意見書のとりまとめをしていただき、来年度の事後評価対象事業の選定を行っていただきたいと思いますと考えております。

意見書につきましては、委員長とそれから職務代理者から１１月上旬に知事の方に提出いただきたいと思いますと考えております。

年間のスケジュールの概要といたしましては、大体以上のとおりでございますけれども、詳細な日程や審議内容等につきましては、委員会の議論を踏まえながら、その都度、事務局から連絡申し上げますのでよろしくお願いいたします。

（阿波委員長）

ありがとうございます。

今年度の委員会スケジュールについて、ご質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

事後評価につきましては、対象となる事業につきましては、昨年度の委員会の方で既に選定させていただきまして、その調査方法についても確認をさせていただいております。今年度は、その内容に従って担当課の方で事後評価を実施していただいておりますので、その結果を第３回委員会でご審議いただくということになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、今年度の委員会は、このスケジュールによって進めていくことといたします。よろしくお願いいたします。

《（３）平成２８年度公共事業再評価対象事業に係る県対応方針（案）の審議》

それでは、続きまして、再評価の対象事業の審議に入ります。

まず、今年度、本委員会で審議する事業を確認します。

今年度の再評価対象事業について、事務局から説明してください。

(事務局)

それでは、お手元の資料、青色のファイルの1ページ目をお開きいただきたいと思います。

平成28年度公共事業再評価対象事業総括表となっております。

今年度は、農林水産部が1件、それから県土整備部が5件、合計6件の事業が再評価の対象となっております。

課別の内訳といたしましては、漁港漁場整備課が1件、道路課が3件、河川砂防課が2件となっております。

再評価の対象となる理由につきましてですが、次のページ、対象事業一覧表の方をご覧くださいと思います。

平成28年度公共事業再評価対象事業一覧とありますページの一番右端、再評価の理由の欄です。1番が再評価後5年、それから2番、3番が計画変更、4番が再評価後5年、5番が継続10年、6番が再評価後5年となっております。今年度の再評価対象事業につきましては以上です。

(阿波委員長)

ありがとうございます。

少し補足説明をさせていただきます。再評価後5年というものが番号で言いますと1番目と4番目と6番目ということになっております。

6番目の駒込ダムにつきましては、これは過去3回ほど再評価の審議をしているようでございます。そのうち、平成15年度と平成20年度につきましては、委員会からの附帯意見が付けられております。その後、担当課の方で対応していただくということで、平成23年度に改めて再評価のテーブルに乗っております、この時には附帯意見がなく継続ということで評価がなされております。

本日は、その後の状況も含めてご審議いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

もう1点の計画変更が2件ございまして、平成25年度に、これら2番、3番の事業について再評価がなされており、こちらも附帯意見なく継続ということの評価がなされているということでございます。

その状況を踏まえながら、担当課の方からご説明をいただいてご議論、ご審議をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、審議の方を進めていきます。

議事の(3)番です。

平成28年度の再評価対象事業に係る県の対応方針の審議に入ります。

審議の進め方でございますが、まず各担当課から所轄する事業について一括してご説明をいただきたいと思っております。

委員の皆様には、事前に質問のやり取りもしていただいておりますが、改めて担当課からの説

明を聞いていただくことにより、さらに再確認したいことや新たな質問も出てくるかと思しますので、各課の説明が終了するごとにご質問やご意見を頂戴できればと思います。

また、審議を通して評価するにあたって、この事業については、是非、現地を視察されたい。確認したいと。そういった必要がある場合、また地元の関係者からお話を聴取する必要があると判断される地区がございましたら、審議終了後に現地調査地区、これは第2回目の委員会で予定しているわけですが、その現地調査地区として選定したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、その6件につきまして、委員会の意見決定までを行いたいと思います。もし、その中で現地を視察してから評価をするという事業がございましたら、それ以外の地区について委員会意見というものを決定したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

途中、15時頃を目途に、一旦、休憩をはさみながら進めたいと思います。時間も限られておりますので、県の各担当課の説明者の方々は、個々の調書により事業の要点、ポイントを要領よくご説明していただければ幸いです。

また、委員の皆様も円滑な審議の進行にご協力のほどお願ひいたします。

それでは、事業内容の説明を担当課の方からお願ひいたします。

この順番でやっていきたいと思ひます。

まずは、整理番号でいきますと28-1でございます。

漁港漁場整備課からお願ひいたします。

よろしくお願ひいたします。

(漁港漁場整備課)

改めまして、漁港漁場整備課長の佐藤でございます。

よろしくお願ひいたします。

私共の所管しております漁港漁場整備事業は、水産資源の持続的利用と国民のニーズに対応した水産物の安定供給及び水産資源の生息環境の保全・創造を図るものとして漁港や漁場の計画的な整備による水産物の生産及び流通の基盤づくりを総合的に行うものでございます。

今回の対象である白糠漁港は、東通村の白糠地区と六ヶ所村の焼山地区、それから泊地区の3つからなっております。水産物の産地市場を有する流通拠点漁港でございます。

再評価の対象となっている白糠地区水産流通基盤整備事業は、この白糠漁港において防波堤や岸壁、それから施設用地、臨港道路の整備を行っているものでございます。

なお、対象地区の詳細につきましては、担当マネージャーの方から説明いたします。

よろしくお願ひいたします。

漁港漁場整備課の西谷です。よろしくお願ひいたします。

座って説明させていただきます。

それでは、整理番号1番、水産流通基盤整備事業の白糠地区についてです。

事業評価実施要件は再評価後5年によるものです。

平成14年度の事業採択で終了予定年は平成29年度へ変更しております。

添付しております資料の4ページをご覧ください。

上の図が位置図になっております。下の泊地区の計画平面図、右側の緑で着色している南防波堤が、現在、残事業となっております。5ページの焼山地区、泊地区については完了しております。

調書にお戻りください。

事業目的ですが、白糠漁港は、漁船の避難港であるとともに県内屈指の漁獲量と水揚げ高を誇る水産物の流通拠点となっております。本事業では、波浪により航路及び港内静穏度が悪い上、慢性的な係船岸の不足など効率性の低い漁業形態となっている状況を改善するため、外郭施設及び係留施設などの整備をし、漁業活動の効率化、軽労化を推進し、水産物の安定供給と水産業の維持・振興を図ることを目的にしております。

主な内容は、外郭施設1,684m、水域施設4,630㎡、係留施設799m、輸送施設1,261m、施設用地30,730㎡となっております。

輸送施設の減は沿岸の漁場監視のため計画していた道路を監視カメラの設置に加え、漁協の見回り体制が強化されたことから見直しをしております。

事業費は防波堤の整備延長、断面の見直しにより前回の再評価時から5千万円増額となり、214億8千万円となっております。

事業の進捗状況ですが、計画全体に対する本年度までの進捗は98.9%となっており、平成29年度で完成できることからA評価としております。

次のページをお願いします。

社会経済情勢の変化については、産地市場を有する重要な漁港であること。漁業活動の効率化、軽労化、安全性の向上が図られることなどからA評価としております。

費用対効果分析の要因変化ですが、費用項目では整備費、維持管理費、共に増加しており、便益項目では水産物生産コストの削減効果が増加しております。

B/Cは、前回評価時の1.24から1.15と低下していることからB評価としております。

ここで、調書の記入に誤りがございましたので訂正をお願いします。このページの下から2行目の「防波堤」という記載がございますが、こちらを「岸壁改良」に訂正をお願いします。申し訳ございません。

秋葉委員から事前にいただいておりましたご質問についてお答えいたします。

本日お配りしております資料2の1ページ目をご覧ください。

質問は(3)費用対効果分析の要因変化の計画時との比較は、計画時か、あるいは表にある前回再評価時比較のいずれとの比較か教えていただきたい。という内容でした。

これに対する回答といたしまして、費用対効果分析の要因変化の計画時とは、平成23年度に行った、前回再評価時との比較をしているものであります。

調書に戻っていただきまして、3ページをご覧ください。

コスト縮減では、既設施設の有効利用と経済性を考慮した断面比較をしていることからA評価としております。住民ニーズは、地元漁業者を対象にヒアリングを実施し、具体的なニーズの把握に努めております。

環境への配慮では、海上工事に施工環境管理者を配置し、周辺海域の自然環境や水生生物の育

成環境に配慮にした施工を行っており、埋立材に地域内発生材を再利用するなど、周辺環境への影響を少なくする対策を行っていることからA評価としております。

対応方針としては、費用対効果分析ではB評価があるものの進捗率が98.9%であり、地元の推進体制も整っていることから、総合評価としては継続としております。

以上でございます。

(阿波委員長)

ありがとうございます。

それでは、ただ今の漁港漁場整備課からのご説明に対しまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

まず、意見がございました秋葉委員の方からはいかがでしょうか。

(秋葉委員)

質問に対するご回答、ありがとうございました。

平成23年度との比較ということでございました。

そうなりますと、調書2ページ目の一番下の「計画時との比較」は、「前回評価時との比較」に変更される必要はないというふうに理解してよろしいのでしょうか。この文言の修正というのは要らないというふうに。

(漁港漁場整備課)

定められた様式が、こちらのところが「計画時との比較」という様式の方で、資料の方を作成、進めさせていただいておりましたので、そちらの方は、事務局の方からの回答がよろしいかと思えますけども。

(事務局)

この部分の評価につきましては、現在の評価と前回再評価時の評価と比較というふうに行うこととしており、「計画時との比較」を「前回の評価との比較」と読み替えて対応しているという状況でございます。

(秋葉委員)

分かりました。

もう1点よろしいですか。

衛生管理について、社会経済情勢の変化や評価に特に考慮すべき点として、食の安全・安心確保の観点からの高度な衛生管理をご指摘されていらっしゃいます。

しかしながら、事業の目的や進捗状況や、あるいは効果分析等には触れていらっしゃらないようでございます。そうなりますと、若干、齟齬が出てくるかと思われまますので、記載されている部分を削るか、あるいは、衛生の部分を目的の方にお入れになるかというふうなことはあり得るかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

(漁港漁場整備課)

今のコメントに対する回答でございますが、社会的評価等の中でも謳ってございました衛生管理、こちらの方につきましては、事業主体の方が組合の方で荷捌き所の方を整備しております、今、うちの方でやっている漁港の陸揚げ岸壁背後、こちらの方で密閉型でソフト的にもいろんな衛生管理に対応した施設の中で取扱いを決めていて、魚の方の出荷をしておりますので、漁港の機能としては、そちらの方の衛生管理も含めた形ということで、今、こちらの方に記述をさせていただきました。

ただ、今回、事業費とすれば、あくまでも県の方の事業の中に荷捌き所の方が入っておりませんので、そちらの方の費用便益の方については、今回、この中には組み入れられておりません。よろしいでしょうか。

(阿波委員長)

よろしいでしょうか。

それでは、その他、委員の皆様からご意見、ご質問ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

(渡辺委員)

よろしいですか、前回のB/Cと比べると、今回はかなりB/Cが減っているんですけども。ただ、費用が発生しているということで、当然といえば当然なんだろうけども。ただ、便益が5年後に対して上がっていないというのは、どういうことなんだろう。99%、もう出来てしまっているのであれば、出来たところで何か費用発生しているというのもあるし、例えば、便益の(3)は、完全にゼロになってしまっているんですけども、こういった下がっている、あるいは上がらないというのは、なぜでしょうか。

(漁港漁場整備課)

今のご質問に対してですが、まず、B/Cの方が大分落ち込んでいるということなんですけども、まず、こちらの方の便益を算定する際に、評価の基準年というものを設定しております。

前は、平成23年に基準年を設けさせていただいて、それ以前に作ったものの整備した費用、コストですけども、それに割引率という係数、4%というものを使っているんですけども、そちらの方が加算されてくる形になりまして、それを基準年を今回、5年ずらすことによりまして、今まで終わっていた総費用の方が増大する傾向でございます。

それから、逆に便益の方につきましては、それが、基準年がずれることによりまして、便益が多少減るような算定の方法をとった形で算定しております。

それで、それ以外につきましては、今、全くゼロになっている部分の便益というものがございまして、そちらについてご説明させていただきたいと思っております。

当初、こちらの方が、もう事業は終わっているんですけども、ちょっと資料の5ページを見ていただきたいと思います。

焼山地区の青で着色している臨港道路、これは道路なんですけども、漁港の背後に集落がございまして、当然、漁業者さんが多いんですけども。この道路を利用して漁港の方にアクセスするという利便性を当初計上していたものが、こちらの方でいう、生活環境の改善効果として計上していたものです。

うちの方の事業が、今、できておりますけども、六ヶ所村の方で、この集落の中に生活道路を整備する計画が、今、起きておりまして、そちらの方がやはり漁港の方にアクセスする道路としては、やはり利便性が高いという判断をしまして、うちの方の道路の便益の方は今回、見直して削除をさせていただいております。

(阿波委員長)

よろしいでしょうか。

その他、委員の皆様からご意見、ございませんでしょうか。

私の方から1つ、よろしいでしょうか。

今回の白糠漁港につきましては、3つの地区が合算された便益として評価されているということでもよろしいわけですね。

(漁港漁場整備課)

地区は3つになっておりますけども、組合が白糠地区については白糠漁協、それから焼山、泊地区につきましては、泊漁協という形になっておりまして、あと漁船とか、そちらの方の集計等も漁協単位で行っておりますので、便益については、白糠地区と、それは1つの地区で便益の方を算定しております。当然、漁船数、それから対象となる組合数が対象となる便益の対象数になりますので。焼山地区と泊地区については、これは合わせて便益の方、算定をさせていただいております。

(阿波委員長)

分かりました。ありがとうございます。

その他、ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、次の審議の方に移りたいと思います。

続きまして、整理番号の再評価の28-2をお開きください。

道路課の方からご説明をお願いいたします。

(道路課)

道路課長の今井と申します。よろしく申し上げます。

道路事業の概要について、まず説明させていただきます。

道路課が所管する事業は、県管理国道及び県道の維持管理と整備などとなっております。

具体的には、主要幹線道路ネットワーク上、規格の高い道路として位置付けられる地域高規格道路の整備、バイパス、現道拡幅による道路改築、橋梁等道路施設の補修・更新、歩道整備等の

交通安全、融雪溝整備等の雪寒、法面对策等の災害防除といった事業の他、除雪など管理全般であります。

道路利用者や市町村の方々など、各方面から多くのご要望が寄せられておりまして、県内の道路はまだまだ整備が必要と考えております。

県としましては、より一層、効果的、効率的に整備を進め、地域の要望に応える道路整備を推進して参りたいと考えております。

個別の事業内容につきましては、担当から説明させますのでどうぞよろしくお願いいたします。

道路課の永澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

道路課の案件は、対象事業一覧の2から4までの3件となっております。

再評価にお諮りする理由は、2、3が起点または終点の変更に伴う計画区間の変更、4が再評価後5年経過した案件です。

最初に整理番号2、国道339号五所川原北バイパスについてご説明します。

再評価実施要件は、その他の計画変更、具体的には、計画延長短縮に伴う終点の変更です。公共事業再評価資料集29ページをご覧ください。

ここに計画変更の範囲についての記載があります。

事業種別が道路改築事業、内容が事業規模の変更、具体的な内容・範囲とありまして、計画区間（起点、終点）の変更とございます。これに該当いたします。

調書にお戻りください。

平成6年度の事業採択で終了予定年度は平成29年度としております。

本事業は、津軽自動車道、五所川原北インターチェンジと接続し、近隣市町村からのアクセス強化及び五所川原市街地の交通渋滞の解消を図るとともに、津軽半島地域の産業や観光の振興に寄与することを主な目的としております。

主な内容の変更は、延長が420m短縮されております。

これに伴い、改良工、舗装工及び終点部の橋梁工の数量が減少しております。

お手元に修正しました全体計画図を配付しておりますのでご覧ください。

これまで、1工区及び2工区の3.3kmを供用しております。現在は、緑色で表示しております国道339号現道の渋滞区間を解消するためのバイパス整備を進めております。

青実線で表記しております、橋梁架け替えを含む420m区間については、新長富橋の定期点検の結果などを参考に架け替え時期を判断することとし、今回の事業区間から除いております。

調書1ページにお戻りください。

事業費は93.6億円から77億円で減額となります。

事業の進捗状況ですが、用地取得は完了していること、計画どおりに進捗が図られていること、交通渋滞の緩和にも役立っていることなどからA評価としております。

社会経済情勢の変化ですが、津軽自動車道との事業連携により、青森空港や東北新幹線新青森駅といった交通拠点とのアクセス利便性の向上、第2次緊急医療施設である、つがる総合病院への搬送時間短縮など、本県の高速度交通体系や自治体病院再編計画に基づく緊急医療体制の確立を

支援するものであり、地元の期成同盟会から早期整備について強く要望されていることなどからA評価としております。

費用対効果分析の要因変化ですが、計画変更に伴い事業費が減少していること、及び、完了年度が早まることにより、総便益が増加し、前回よりB/Cが増加しますのでA評価としております。

コスト削減・代替案の検討状況及び評価に当たり特に考慮すべき点については、共にA評価としております。

お諮りいたします対応方針は、全ての項目がA評価であること、また、本県の高速度交通体系や緊急医療体制の早期確立を支援し、道路のストック効果を高める事業であり、事業効果の早期発現及び事業費の効率的執行のため、計画延長を短縮することとし、計画変更としております。

ここで、秋葉委員から、全体計画図にある延長数値の不整合についてのご質問がありました。お手元に配付しております全体計画図が新しいものです。申し訳ありませんでした。

次に整理番号3、八戸野辺地線駒沢工区についてご説明いたします。

再評価実施要件は、その他の計画変更、具体的には、計画延長短縮に伴う起点の変更です。

平成11年度の事業採択で終了予定年度は平成29年度としております。

主要地方道八戸野辺地線は、国道45号を起点とし上北郡野辺地町に至る県南地域と上北郡北部を結ぶ主要幹線道路です。

当該工区は、生活道路としての機能を有するとともに、三沢空港へのアクセス道としても重要な役割を担っておりますが、急勾配、急カーブが存在する隘路区間となっているため、安全で円滑な交通確保を主な目的として整備を進めております。

主な内容の変更は、延長が480m短縮されております。これに伴い、改良工及び舗装工の数量が減少しております。

数枚めくっていただきまして、全体計画図をご覧ください。

今回、計画から分離する区間には、土地の筆界未定箇所が2筆あり、用地取得が困難な状況にあります。過去に土地所有者間で裁判したのですが解決に至っておりません。

また、筆界未定地の外周部の一部は、米軍三沢基地敷地と接しており、境界確定の際には同意が必要となりますが、三沢基地の敷地は民有の共有地を借り上げている土地であり、共有地の関係者は数百名に及ぶとのことから、三沢市と協議した結果、この区間の施工を取りやめることとしております。

調書1ページにお戻りください。

事業費は約18億円から17億円に変更しております。

事業の進捗状況ですが、継続して事業を進める工区については、進捗が図られていることなどからA評価としております。

社会経済情勢の変化ですが、三沢市復興計画において当該工区は災害に強い都市基盤づくりの具体施策として位置付けられていることなどからA評価としております。

費用対効果分析の要因変化については、計画変更に伴い事業費は減少となっておりますが、計画延長も短縮されているため総便益が減少しており、前回よりB/Cが下がっておりますのでB評価としております。

コスト縮減・代替案の検討状況及び評価に当たり特に考慮すべき点については、共にA評価としております。

お諮りいたします対応方針は、費用対効果分析の要因変化の項目がB評価となっておりますが、三沢市復興計画の確実な実現や第1次緊急輸送道路における隘路区間を解消する事業であり、事業効果の早期発現及び事業費の効率的執行のため、計画延長を短縮することとし、計画変更としております。

整理番号4、青森五所川原線飯詰工区についてご説明します。

再評価実施要件は、再評価後5年。平成14年度に事業採択されております。

当事業は、県の公共事業費削減により、他工区へ予算の優先配分を行い、事業を一時中止していた関係で、終了予定年度を平成35年度へ変更しております。

飯詰地区にある小学校は、平成23年度に近隣の3校と統合し、通学時間帯を中心に周辺集落からの交通量や歩行者が集中している状況にあります。

また、現道は、通学路やバス路線にも係わらず、幅員狭小で歩道のない区間があるため、安全で円滑な交通の確保を目的として整備しております。

主な事業内容は、再評価時から変更ありません。

事業費は、事業再開後に詳細な調査や設計を行い、橋梁基礎工を見直したことなどから、総事業費が12.8億円に増加しております。用地の合計は3億6千万円です。

事業の進捗状況ですが、用地取得を中心に進めており、計画全体に対する本年度までの進捗率は29%、うち用地費は44%となっております。

進捗状況の判断基準ですが、公共事業再評価資料集16ページをご覧ください。

ここに、評価に当たっての点検評価基準がございます。

大きな1番の(1)大項目、(1)事業の進捗状況のAからCまでの判断区分があります。区分Bは、事業の進捗に遅れがあり、阻害要因の解決に一定の期間を要するものとあります。

当事業は、事業の進捗は遅れていますが、これといった阻害要因はありません。

区分Aは、事業の進捗が概ね順調で計画どおり実施できるもの、これには該当しませんが、次の事業の進捗に遅れがあるが、阻害要因の解決が容易であり、ほぼ計画どおり実施できるものとあります。

今後、平成35年度の終了予定年度に向け、計画的に予算配分することとしておりますのでA評価としております。

調書にお戻りください。

社会経済情勢の変化ですが、平成23年度に統合小学校となり、現道が通学路として指定されていることや、事業再開後に改めて工事説明会を開催した際には、早期整備を望む要望が出されたことなどからA評価としております。

費用対効果分析の要因変化ですが、今回の再評価では事業費が増加したことや、供用時期の遅れに伴う便益の減少より、前回よりB/Cが低下していることからB評価としております。

コスト縮減・代替案の検討状況及び評価に当たり特に考慮すべき点については、共にA評価としております。

お諮りいたします対応方針は、費用対効果分析の要因変化がB評価となっておりますが、沿道

環境の改善効果等を総合的に評価すると、着実に事業を推進する必要があることから継続としております。

最後に丹治委員から、道路全般に対する質問2点ありましたのでお答えします。

資料2、事前質問書・回答書の2ページをお開きください。

1点目は、「便益算出の交通事故減少部分がマイナス（赤字）になっている理由を伺いたい。」との内容です。

回答といたしましては、交通事故減少便益は、道路走行に伴い発生する交通事故による損出が道路整備により抑制される効果、いわゆる安全性なんです。これを便益として、交通量、延長、交差点数から算定しています。

今回の事業は、全てバイパス事業で整備前より交差点数が多くなっています。交差点は、少ない方が便益は高いので、今回のように多くなった場合は、計算上、便益がマイナスとなります。

2点目は、道路整備による便益の算定にあたり将来的な人口減少や減価償却の算定など、どのような将来予測を行っているか伺いたい。との内容です。

便益算定に当たっては、国土交通省から提示された将来交通の伸び率を基に算出しておりますが、その伸び率は将来の人口減少が考慮され、交通量予測としては減少傾向で示されております。

平成42年の交通量は、平成17年と比較した場合0.854と減少させた数値を使用して算定しております。

また、減価償却については、便益の算定に考慮されておりませんが、国土交通省で発行している費用分析マニュアルの中で道路施設の減価償却資産の耐用年数などを考慮して便益の検討年数を50年としております。

道路課の案件は以上です。

(阿波委員長)

ありがとうございます。

それでは、道路課の案件事業が整理番号2番から4番でございます。

整理番号2番と3番は計画の変更でございます。整理番号4番が前回の再評価後5年というものでございます。

いずれの事業につきましても、前回のこの再評価委員会においては、県の対応方針どおり継続という評価がなされております。

それでは、順番に2番から各事業につきまして委員の皆様からご意見、コメントをいただければと思います。ご質問いただければと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

2番から、まずは順番にやってみましょう。

何かございませんでしょうか。

どうぞ、大橋委員。

(大橋委員)

丹治委員の質問とも多少関連するところがあるんですが、交通事故の便益のところはマイナス

というのは、別に普通のことだと思うんですけども、例えば、28-2の場合ですと、バイパスということですので、多分、バイパスの方へ通過交通の分が経路変更し、配分が変わって現道の混雑は減少すると考えられます。

現道の部分は、恐らく交通量が減った分だけ交通事故は減るだろうという話と、あと、混雑している地域での歩行者交通への事故が減るとか、そういったことも考えられます。

一方で、バイパスの方は、恐らく通過交通の分の走行速度が上がったせいで、ひょっとすると事故が増えるなどが考えられます。

まず、お聞きしたいのは、そういう意味で現道の評価というものが、どのように考慮されているのかということについてです。便益の評価というのは、どういう基準というか、費用の計上の仕方で随分変わってくる。人の命をどう扱うかみたいな話と、機会損失の考え方など、今、国の方でもいろいろと変わってきているとは思いますが、この辺についてどのようなお考えで評価されているのかという確認が1つです。

あと、3ページ目のコスト縮減・代替案の検討状況と書かれている中の代替案のところは、ここは、単に参考のコメントなんですけども、優れているというような、経済性等を中心に書かれているんですけど、あまりにも費用中心に書きすぎているような感じがしています。人口が増加して発展しているとか立地が将来変わらないようなところだと、こういった評価というので構わないかもしれませんが。一方で、人口が減少しているところとか、バイパスを付け替えて、将来、土地利用の計画が変わるかどうかが分からないところで、あまり費用面だけで評価をやり過ぎると、バイパスを造った結果、用途変更がおきて、元の現道周辺のコミュニティを壊してしまう可能性があったり、まちづくりの関係とか、地元の都市計画との関係とかもあると思いますので、そういったところについて、参考までにどのようにお考えかということが分かれば教えていただきたいと思います。

以上です。

(道路課)

質問2点にお答えいたします。

まず最初のバイパスが出来たことによって、バイパスの方に流れるし、現道の方にも多少交通量は残るだろうということで、現道の方の交通の流れをどのようにして対応しているのかというようなことだと思います。

それぞれ、現道は現道の通る交通量で計算します。その場合は、整備前と殆ど変わらない。変わるのは交通量だけが変わるという形になります。その変わった交通量が、バイパスの方に移行します。そうなったら、バイパスの方が交差点が多くなってしまいますので、その分、損失が大きくなるという形になります。

それで、安全性という話が出たと思うんですが、地域補正係数は、基本3便益で計算しているところ、3便益と申しますのが、走行時間の短縮便益、走行費用の減少便益、交通事故の減少便益、基本この3便益。これに対して、県の方で冬期補正ですとか、防災便益の補正ですとか、地域のB/Cを加算しているわけですが、その中で、いわゆる2車線が確保されていない道路、これを整備した場合には、交通安全上、便益が上がるという形で評価させてもらっています。

ただ、ここも、北バイパスについては、現道が2車線確保されていますので、その便益は計上しておりませんが、あとの飯詰地区の方では、交通安全上の便益の方を加味させてもらっています。

2点目の土地利用、コミュニティというご質問をいただきました。

これ、非常に難しいところなんですけども、この地域は、都市計画区域の用途地域外になっております。バイパスを選んだというのは、現道を拡幅した場合は、現道の周辺の住民方々の住宅がかかると、そうなった場合、移転いただかなければならないんですけども、そこで、その移転、そのコミュニティが若干崩れるのと、田んぼの方に行けば住民移転がかかりませんので、そちらの方等々と比較して、こちらの代替案の方はバイパス案ということで計画させていただきました。

(阿波委員長)

何か大橋委員、コメントございましたら。

(大橋委員)

ありがとうございます。

後半部分は、本質的なところではなくて、できれば対象地域の地元の計画等との齟齬がないようなものになっているかどうかという、単にその確認でした。

どうもありがとうございます。

(阿波委員長)

その他、委員の皆様からご質問はありますか。

どうぞ、渡辺委員。

(渡辺委員)

まず、計画変更になったということで、その理由についてなんですが、3番目の事業は、極めて明快で、市との協議で話が明確なんですが、ここでの2番目の事業の理由が、終点の新長富橋というのがあって、それが老朽化したということですか。これをやる目的は、渋滞、交通渋滞を解消するということですけども、それと終点のその橋はどういう関係があるのか伺いたいです。

(道路課)

お手元に全体計画図を配付しております。これでご説明したいと思います。

今回の計画区間、バイパスなわけですが、丁度、青で示しているところ、この区間は橋梁架け替えも含めて現道拡幅です。渋滞区間に示されているのが、緑のところということだったので、このバイパスができることによって、渋滞は、区間の解消は図られるというふうに思っておりますが、この新長富橋、確かに老朽化というところまではないんですけども、架け替えの検討の時期にはあったので、この当初考えた平成6年の時には、一緒にということで計画をしたところなんですけども、県の方で平成18年度から橋梁のアセットマネジメントをやっております。その中で橋梁補修だとか、架け替えシナリオだとか、いろいろな検討をしまして、その中で、新長富

橋、5年1回、定期点検しているんです。その結果を見たら、今回でなくても、もう少し様子を見て事業をしても良いのではないかという判断で、今回はこの対象区間から除いております。

(渡辺委員)

例えば、北海道ですと、アセットマネジメントですか、橋梁はかなりやっています。丁度その時期から始まって、それとの関わりがあるのですか。それとも、全体の橋梁の修繕等の計画にあるのですか。

北海道だと、全体の橋に優先順位を全部付ける、何千キロと。それで計画的にやっていくというのですが、これは、途中からでてきたのですけど、青森県ではそういう観点ではなくて、あくまでも、今言ったように、その事業、完成したという風なところなのでしょうか。

(道路課)

当初、平成6年の時は、まだ橋梁アセットを、県の方で実施しておりませんので、当初計画としては別、アセットとは別です。

でも、その後、橋梁アセットを進めておりますので、その中でいろんな皆様の見方が出てきていて、その中で今回は、検討したというところですよ。

(阿波委員長)

その他、ございませんでしょうか。

この五所川原北バイパスにつきましては、既に1工区と2工区が供用されているということでございますので、当初と、どうでしょうかね、車の流れというのは、結構、変化が見られているのでしょうか。

(道路課)

はい、車の流れは大きく変化しております。

具体的に申しますと、全体計画図がございます。ここの現道339号、今、緑色は2の矢印の沖飯詰と書いているところまでが渋滞区間となっておりますけども。バイパスが整備される前は、ずっと行かまして起点のところ、1工区の起点のところまでがずっと渋滞区間だったんです。これが、1工区、2工区、整備されることによって、この区間については、渋滞区間から解消されていると。そういう効果が出ていると思います。

(阿波委員長)

ありがとうございます。

その他、ご質問ございませんか。

秋葉委員の方から、北バイパスについてご質問がございましたが、これは、この修正ということでもよろしいでしょうか。分かりました。

それでは、次に整理番号3番の八戸野辺地線につきまして、ご質問、コメントがございましたらお願いいたします。

さっきと同じような考え方なのかなとは感じているんですが。
どうぞ。

(渡辺委員)

ちょっと疑問なのですが。

このB/Cの表で費用項目が当初計画時1,751百万円で、再評価時が1,754百万円で300万しか増えていないのですけども。これは、どういうことなのか。

(道路課)

延長が減ったので、本来であればもうちょっと事業費が減らなければならないというご質問かと思えます。

当初も地質調査等々をしながら軟弱地盤対策を講じることにしていたんですが、実際、現地に入って再度調査したところ、思ったよりもちょっと地盤が悪いということで、石灰を混ぜながら改良している訳なんですけども。その添加量がやっぱり増えたというのがまず大きな点。

あと、排水系で排水樋門を再利用しようと思っていたんですけども、土地改良区さんと協議させてもらったところ、新設して欲しいという話が出て、それを新設した費用等々で事業費が増えております。

(渡辺委員)

480m減った分、そんなに変わるのかなと。殆ど同じということなんですか。
いや、いいです。

(阿波委員長)

その他、ご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

ないようですので、次の整理番号4番の事業につきまして、ご質問、コメントございましたらお願いいたします。

どうぞ。

(大橋委員)

この事業の場合、終了予定年度が大幅に延びていたりとか、ということもあるようなんですが、この資料を見る限り、事業区間が短く分割されすぎているように思われます。元々の事業はある程度まとまった区間で計画されていたんでしょうけど、事情によって事業を細かくしすぎたせいで異常に費用便益比が小さくなりすぎているような印象があります。

こういう、あまり短くしすぎたもので評価して妥当性を判断するというのがふさわしいのかどうかという点に疑問があります。この事業自体を実施するかどうかというのは、もう少しまとまってという言い方は変ですけども、ここだけ、とりあえず対象にするにしても、B/Cの評価のところは参考値か何かで、もう少しまとまったというか、トリップがある程度閉じたような区間

で評価すべきではないかなということを感じましたので、参考にしていただければと思います。

(道路課)

ありがとうございます。

(阿波委員長)

その他、皆様からコメントございませんでしょうか。

どうぞ。

(渡辺委員)

この表でB/Cを計算していて、その下にBダッシュ、Cダッシュという形で示されていますけども、このCダッシュ等の計算根拠は、この表に示されているのでしょうか。

もし、こういう形で示すのであれば、きっちり値が出てくるように示すべきではないかと思うんですけど。これは、何か係数か何かを掛けて出てくるものなんですか。

(道路課)

すいません。

ここは、修正費用便益比なので、Bダッシュ割るC、コストでございました。

(渡辺委員)

ダッシュは付かない？

(道路課)

ダッシュは付かない、大変申し訳ありませんでした。

(渡辺委員)

分かりました。

(阿波委員長)

先ほどの費用対効果分析の要因の変化というところで、費用便益、一番下の欄でございますが、「Bダッシュ/Cダッシュ」と書いてありますが、Cダッシュのダッシュは削除ということになりますので、資料の方から修正をお願いいたします。

その他、ご質問ございませんでしょうか。

改めて確認ですが、この整理番号4につきましては、事業費の増加の原因というのは、どの辺にございますか。再度、設計し直したということによるものと考えてよろしいでしょうか。

(道路課)

複数ございますが、まず、先ほど説明させていただきました橋梁工の基礎を見直しております。

これは、橋梁の起点、終点側に橋台があり、両方直接基礎でみていたんですけども、当初もボーリング調査をして直接基礎というふうには判断したんですが、実際、詳細設計する時に、ジャストポイントで複数のボーリングを取りました。そうしたら、直接基礎よりも、片方の方は、杭を用いた方が、杭を用いなければ安全性が確保できないということで設計の見直しをしています。それに伴い橋梁工が増えています。

あと、警察と協議したところ、右折で、市道部なんですけども、右折レーンをきっちり確保して欲しいという要望がありまして、当然、安全性、小学校の通学路にもなりますので、安全性を考慮して右折レーンを設置するということに変更したんですが、それに伴いまして、用地の区域が拡大しております。これで、住宅が数軒かかったということで、多少多めになっていますと。

あと、減少要因としましては、購入土をなるべく近くの工事で出た流用土を用いるということで費用の減少の方も考えております。それも併せて、このような結果になったところです。

(阿波委員長)

ありがとうございます。

この五所川原地区では、冬場、除雪をした時に、このぐらいの幅員であれば、対向車のすれ違いというのは十分可能なんではないでしょうか。

(道路課)

計画では、1 m 5 0 c mの路肩を取りますので、そこ、一時堆雪幅として利用できるかと思えます。

(阿波委員長)

分かりました。

その他、委員の皆様からご質問ございますか。

それでは、道路課全体、整理番号2番から4番まで通してのご質問でも構いませんので、質問、道路関係ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、特にご質問がないようですので、ここで一旦休憩に入りたいと思います。

再開はこの後ろの壁時計で3時でいかがでしょうか。3時にご着席していただいて、再度、審議の方を継続したいと思います。よろしくお願いいたします。

<休憩>

(阿波委員長)

それでは、審議を再開いたします。

続きまして、河川砂防課からお願いいたします。

(河川砂防課)

河川砂防課の田邊でございます。

河川砂防課では、洪水や高潮、土砂災害から県民の生命・財産を守り、安全で安心して暮らせる県土づくりを実現するために、河川、ダム、海岸、砂防の各事業を行っております。

今年度は、再評価実施要綱によるところの事業採択後10年経過している河川事業1件、また再評価後5年経過し継続しているダム事業1件が対象となっております。

詳細については、担当からご説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

河川砂防課の工藤です。

私からは、整理番号5番について説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

河川事業の中村川広域河川改修事業、再評価実施要件としては、継続10年経過によるものです。

平成19年度採択、38年度終了予定となっております。

事業目的といたしましては、中村川では昭和33年8月洪水、昭和50年8月洪水が発生し、鯉ヶ沢町の中心部が大きな被害を被っており、近年も度々避難判断水位を超え、平成16年、平成27年には氾濫危険水位を超えていることから、河川改修事業により洪水被害から守ることとしております。

事業の主な内容といたしましては、築堤、河道拡幅、護岸、それに伴う橋梁の架け替えを実施することとしており、総事業費51億円に対しまして、平成28年度時点で22億2,100万円を実施しております。

総事業は、当初から変更がございません。

事業の進捗状況といたしましては、5枚ほどめくっていただいて、添付図面のページをお願いいたします。

このページの中段に全体計画平面図がございますが、グレーで着色した明海橋と舞戸橋の施工を完了し、27年度からは河道拡幅に着手しております。

調書に戻っていただきまして、事業の進捗状況の欄です。

事業費割合での進捗率は平成28年度当初で計画全体に対して43.5%、年次計画に対して87.1%の進捗状況となっております。概ね計画どおり進んでいることからA評価といたしました。

次のページをお願いします。

社会経済情勢の変化についてですが、必要性、適時性については、事業目的のところでご説明したとおりです。

地元の推進体制等について、地権者や地域住民からは、本事業の目的を十分理解していただいており、円滑に事業が進んでいることなどからA評価としております。

費用対効果分析の要因変化についてですが、費用対効果につきましては、当初、計画時の5.14に対しまして、今回、評価基準年を見直したところ4.61となりB評価となりました。

次にコスト縮減・代替案の検討状況及び評価に当たり特に考慮すべき点についてはA評価としております。

最後に対応方針といたしまして、B評価が1つありますが、現況流下能力が計画高水流量に対して60%程度と低く、度々浸水被害を受けていることから沿川住民の生命・財産を洪水被害から守る本事業は継続して実施する必要があると考えております。

中村川については以上です。

(阿波委員長)

続いて、6番もお願いいたします。

(河川砂防課)

河川砂防課ダムグループの古川と申します。

6番目の駒込ダムについて説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

駒込ダムは、前回再評価を平成23年度に行っておりまして、今回は再評価後5年ということで、再評価の対象となっております。

採択年度につきましては、昭和57年度から調査を開始しまして、完成予定は平成38年度でございます。

事業の目的としましては3つございまして、1つ目が洪水調節、2つ目が既得用水の安定化及び河川環境の保全、3つ目が発電でございます。発電については、東北電力が乗ることになっております。

主な内容としましては、重力式コンクリートダム1基、ダムの諸元につきましては、その表にございますとおり、前回の再評価時と変わっておりません。

総事業費につきましては450億円、これも前回の再評価時と変わっておりません。

実績といたしまして98億100万円、これが総事業費450億円に対して21.8%ということで、全体の進捗率は21.8%となります。

事業の進捗状況といたしましては、駒込ダムはまだ本体に着手しておりませんで、現在は本体に着手するための調査、設計と工事用道路の建設を行っております。工事用道路につきましては、平成27年度末の時点では、進捗率88.5%となっております。

また、問題点・解決見込みに関しては、駒込ダムは地質が大分複雑で、これまでいろいろ時間が掛かってきておりましたが、調査、設計の結果、対応、十分できる結果となっておりますので、事業の進捗状況としては、ラージAの評価としております。

2枚目をご覧ください。

(2)の社会情勢の変化についてでございますが、全国の評価、県内の評価共に、これは平成22年度から23年度にかけまして、いわゆるダム検証の時に、全面的にいろいろな工法を検討した中で評価しておりまして、まず県内の評価としましては、平成23年3月21日に青森県ダム事業検討委員会の中で検討を行って、「ダム+河道掘削案」が妥当であるという意見をいただいております。

また、全国的な話でいきますと、「第17回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において審議を受け、平成23年8月26日に国土交通省の対応方針として継続という評価を受けて

おります。

以上のことから、必要性、適時性、地元の推進体制等については、全てスモール a、全体としてラージ A の評価としております。

次に（３）費用対効果分析の要因変化についてでございます。

前回の評価時の B/C は 1.96 でございましたが、今回、その時点から見直したことが各種資産評価単価及びデフレター及び評価基準年の見直しによりまして、今回の B/C は 1.87 となっております。費用対効果分析につきましては、今回、1.87 ということで B/C、1 を超えておりますので、スモール a の評価です。

また、計画時との比較でいきますと、前回 1.96 に対して、今回 1.87 と下がっておりますので、スモール b の評価、全体としては、ラージ B の評価となっております。

次、３ページ目でございますが、コスト縮減・代替案の検討状況ということで、まずコスト縮減に関しましては、経済的な購入骨材を使用する。また、造成アバットメント工を採用するなどによりまして、コスト縮減が図られておりますのでスモール a の評価です。

代替案につきましては、先ほども申し上げましたが、ダム検証の時点で考えられる案を全て検討し、その中でダム案が最も妥当であるという意見をいただいておりますので、これにつきましてもスモール a の評価としております。全体としては、ラージ A の評価でございます。

評価に当たり特に考慮すべき点ということで、住民ニーズの状況把握につきましては、アンケートでありますとか、説明会の時に意見を聴取する。また、ダム検証の時にも住民の方々に来ていただいて意見聴取を行っております。その中でダムが必要ですので、早期に完成させて欲しいという意見をいただいております。以上から、これについてもスモール a の評価としております。

また、環境影響への配慮ということにつきましては、（２）の区分のところで黒ボツの点については対応しているということで、配慮しているという評価でスモール a の評価としております。総合としてラージ A の評価です。

対応方針としましては、以上のことから継続という形に評価しております。これは、評価理由のところに書いてありますが、堤川、駒込川の治水対策として、大規模な家屋移転などが伴わず、かつ経済的な対策であり、青森県ダム事業検討委員会及び国土交通省から妥当の検討結果を得ている現計画のダム案が最適と判断されることから、駒込ダム事業を継続とすることとしております。

この調書に関しては以上ですが、質問を鮎川委員から 1 点いただいております。そちらの方を説明させていただきます。

事前質問の 4 ページ目をご覧ください。

鮎川委員からの質問内容としましては、ダム事業が環境影響評価の対象となっているのか。また、なっているのであれば、その参考資料を見せていただきたいということと、周辺の植生を把握するために植生図を見せていただきたい。という内容でございました。

これに対する回答といたしましては、駒込ダムの湛水面積が 0.38 平方キロメートルであり、環境影響評価法、青森県環境影響評価条例の対象事業には該当しません。ただ、周辺環境への影響をできる限り回避し低減させるために環境影響評価法に準じ、平成 4 年度から文献調査及び現

地調査を実施し、事業による影響の予測、環境への配慮事項等について検討し、学識経験者からの意見聴取も行っております。

この内容につきましては、付属資料の方、2ページ目から添付しておりますが、このような回答とさせていただきます。

あと、冒頭で委員長の方からお話のございました、これまでの再評価の中で附帯意見がいろいろ付いているということで、それについてご説明させていただきたいと思っております。

これまで、再評価は平成15年度、20年度、23年度と行われておまして、平成15年度の時の附帯意見としましては、「今後、より一層の情報公開が必要である」という意見。

平成20年度の附帯意見としては、「事業費の縮減に努める」ということと、「自然環境への負荷を最小限に留める」また、「ダム事業について、十分な説明責任を果たす」という内容でございます。

これらにつきまして、どのような対応をしているかということについて説明させていただきます。

まず、情報公開というか、説明責任に関しては、いろいろやっておりますが、まず、事業表示板の設置、これは、駒込川の流域に大きい看板を5か所ほど設置して、現在のダムの進捗状況というようなものを表示して、一般の方々に知らせるというようなことをしています。

また、駒込ダムのホームページを作っております、そちらの方でもダムの進捗状況を載せると共に、ダム新聞を概ね月に1度発行して、ホームページで公表するとともに、一般の方々に紙としてもまた配るような形で事業の状況について説明をさせていただきます。

また、事業費の縮減につきまして、これは、先ほど、調書の説明の中でもございましたが、考えられることとしまして、購入砕石を使うとか、造成アバットメント工の採用をして事業費の縮減を図るといったような形で、できることはやっております。

また、自然環境への負荷を最小限に留めるということにつきましては、今、鮎川委員の内容に対して説明させていただきましたように、環境調査の概要の中で配慮事項を決めているいろいろ環境影響をできるだけ抑えるという対策も行っております。

また、モニタリングを行いまして、ダムの着手前、着手中、着手後、3段階で環境調査のモニタリングを行う予定となっております。

説明は以上でございます。

(阿波委員長)

ありがとうございます。

それでは、順番に、まずは整理番号5番の事業につきまして、委員の皆様からコメント、ご質問、ございましたらお願いします。

中村川の事業でございます。

どうぞ。

(渡辺委員)

この事業のみが10年目ということになるようですが、1ページ目を見させていただきますと、

平成20年度工事着手で予定が38年度となっております。ただ、この目的のところを読みますと、もう既に平成21年、25年、26年と避難判断水位を超えという話であれば、もっと急ぐべき工事なんじゃないかなと思うんですけども。これだけのんびりというか、38年度まで仕上げるといふ理由は、どこにあるんでしょうか。

(河川砂防課)

今の河川整備計画というものがあまして、その計画ですと20年で整備を進めるという計画になっております。

(渡辺委員)

人が亡くなったとか、そういうのがあれば、すぐに実施するというのは当然だと思いますが、そこまでの状況にはないということですか。

(河川砂防課)

避難判断水位とか、氾濫危険水位、本当に溢れるギリギリまで来たということで、実際は溢れていないんですけど、避難指示まで出たということでございます。

(河川砂防課)

すいません、補足させていただきます。

今、担当が言いましたように、実際、結果として幸いにして溢れていなかったという結果論ということもございますが、実際、溢れて災害になったら、災害復旧助成事業とか、一気に3年から5年とかで集中的にやる事業がございますので、そういう別途の手立てはあろうかと思えます。

これは、それこそ水位は高かったものの溢れて、昨年度の鬼怒川のようなそういうことではないものですから、通常の整備計画に則った20年という事業計画期間でもって現在も進めているということでございます。

(阿波委員長)

これは、やはり全体、38年までかからないと事業効果というのはなかなか発揮できないものなんですか。それとも、ある程度、工事が進捗した段階でそこそこの効果というのは期待できるということはいかがでしょうか。

(河川砂防課)

平面的に見ていただくと、先ほど説明しましたように舞戸橋、明海橋という、2つの洪水流下上支障となっている橋梁がございます。それをまず最初に改築、広げまして、その後、今現在、標準横断面図にありますように河道を拡幅、広げていくということで、それも下流から逐一進めてくるということで、一気に数百m効果が出るというものではございません。

(阿波委員長)

なるほど、分かりました。ありがとうございます。

その他、委員の皆様からご質問ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、ご質問がなければ次の駒込ダムにつきまして審議をお願いいたします。

鮎川委員から、先ほどのご質問に対しまして、回答に対しましてコメントがございましたらお願いします。

(鮎川委員)

ご回答いただいた駒込ダムにおける環境調査の概要と、3枚のエクセルのシートの中では、動物についても植物についても、重要な種として何種を確認という記述がございます。それに反して資料の3ページ目、評価調書の3ページ目の(5)評価に当たり特に考慮すべき点のところ、環境影響への配慮(3)の2行目で「特に重要な種などは発見されていない」という記述がありまして、以前行われた調査結果に対して異なる記述が見られます。ここは直した方がいいのではないかと思います。

(河川砂防課)

分かりました。

ちょっと記述の仕方が悪かったかと思っておりますので、ここについては修正させていただきたいと思っております。

(鮎川委員)

よろしく申し上げます。

それからもう1つ、よろしいですか。

配慮事項としては、植物の重要な種等があるので、掘削により出た表土は取っておいて法面の緑化等に使うという配慮事項が、いただいた資料の5番、エクセルの資料の3枚目でございますが、実際にもう道路が9割方工事が終わっているという段階なので、もう既にそうやって表土を取っておいたという事例があるのでしょうか。

(河川砂防課)

ストックヤードというものを用意しまして、工事用道路から出た表土も含めそうですし、これから本体の掘削に入りまして発生する表土につきましても、ストックヤードの方で保管して、最終的に、国有林なものですから、返す時には全て裸地にしないで覆土して返すという予定にしております。

(鮎川委員)

現実に工事の段階でやっているわけですか。

はい、分かりました。

もう1つ引き続き。

ダムの着手前にもう1度環境調査を行うということでご回答いただきましたが、着手はいつ頃のご予定でしょうか。

(河川砂防課)

着手は、今のところ平成30年度から31年度くらいを予定しておりまして、着手前のモニタリングとしては、来年度29年度と30年度で通年の調査をする予定としております。

(鮎川委員)

分かりました。

前回の調査から既に12年ほど経っております。重要な種の基準というのもレッドデータブック等が改訂されていて、既に変わっていることもあると思いますので、予定どおり確実に行っていただきたいと考えております。

(阿波委員長)

それでは、先ほど、鮎川委員の方からご指摘がございました調書3ページ目の環境影響への配慮のところは、次回の委員会までに調書を修正して再提出いただければと思いますのでよろしく願いいたします。

その他、委員の皆様からご質問ございませんでしょうか。

先ほど、これまでの附帯意見に対する対応状況ということで、情報公開については、一層の対応をお願いしたいという意見がございましたが、特に地域の住民の方に対する、何か説明をすることは特にされた事例がございましたらご説明をお願いできればと思います。

(河川砂防課)

前回、ダム検証を平成22年度にやった時に、地元の方々にも来ていただいて、その中でそれぞれ意見を聞いたということがございます。

あと、堤川水系の期成促進同盟会というものがございまして、こちら、構成人員が流域の町内会長さんが全部入っているんですけども、その総会の中で進捗状況等は総会のたびに説明させていただいております。

(阿波委員長)

どんなご意見が地域の方からは出てきていますか。

(河川砂防課)

意見はやっぱり、特に去年の場合は、大規模な水害がございましたので、「うちの方の流域であのくらい降ればどうなる」とか、「早くダム作ってもらわないと困るな」というような意見が多かったと思います。

(阿波委員長)

分かりました。ありがとうございます。

その他、委員の皆様からございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日予定しておりました事業につきまして、担当課の方からご説明いただき、一通り審議を終えたところです。

全体を通して、1番から6番まで、何かご質問、コメントがございましたらお願いいたします。

どうぞ、高松委員。

(高松委員)

先ほどの再評価の28-6番に係わることですが、附帯事項というものは、この書類上には、これまでの経緯とか示されていないと思うんですが、そういうものは示す必要はないということでしょうか。ちょっと教えていただきたい。

(阿波委員長)

委員会の資料として、ということですか。

県のホームページには全部出ておりますので、確認いただいて、もし必要であれば何かそれに対するご質問とか、追加でこういう資料が欲しいというものがあれば、その都度、ご提案をいただければ何か必要に応じて県の方でご用意いただけることは可能かなと思います。

(高松委員)

やはり、このような大きな事業ですと、経過というか、それが凄く重要だと思うんですが、そういうことで簡単なものでもいいので、経緯が分かるような項目も入れていただければと思います。

よろしく申し上げます。

(阿波委員長)

どうしますか？それでは追加で資料を出していただきますか。これまでの審議の状況と附帯意見に対する対応ですね。これまで公開されている情報でよろしいかと思っておりますので、ホームページ等に出ているもの、それを次回追加資料として委員会のテーブルにあげていただくということに対応いただいてよろしいでしょうか。

それでは、いかがでしょうか。

どうぞ。

(渡辺委員)

いただいている資料の全てについて、このチェック表、第5次青森県環境計画開発事業におけるチェック表というのは、何のために付いているのでしょうか。

(阿波委員長)

どれですか。

(渡辺委員)

全ての事業に付いているようですけども。

ご説明がなかったのと、これ、具体的な内容、これをやりましたということを示しているのですか。

(阿波委員長)

そうですね。

どういった項目について、環境配慮がなされたかという、指針に基づいてチェックをされたということですか。

(渡辺委員)

そうしますと、例えば、28-1の資料なんかどうなんだろうなということが一杯あって、例えば、これのチェックの付いているところの1、2、3か所目なんですけど、配慮指針が「海岸や海域環境の変更に伴う潮流の変化など海象条件の変化による海域生態系への影響防止に努める。」というところが「防波堤等の建設にあたっては、潮流への影響を配慮している。」とか。全くやっていませんということを示している内容しかなくて、こういうところが多々あるんですけど、これは、我々、確認する必要はないのですか。

今読んだところは、海域生態系への影響、防止に努めていると言っているのに、建設に当たっては潮流に配慮した。全く、何の回答にもなっていないと思うのですが。こういうのは、我々、チェックする必要はないということでしょうか。

(阿波委員長)

これは、この場合ですと、特に潮流への変化という部分に対して、海洋生態系への影響という視点で書かれているということでございますよね。

(漁港漁場整備課)

今のこの箇所につきましては、防波堤の建設ということに関して、あくまで潮流の影響、こちらの方に配慮した形での配置計画をしております、ということの記述をさせていただいております。

(渡辺委員)

求められているのは、生態系への影響防止と言っているのに、建設に当たって、当然、建設で潮流計算するのは当たり前のことであって、何も生態系への全く関与がないんじゃないですか。

全く、同じ観点から、例えば、下からチェックの付いているところの1、2、3、4つ目なんか見ますと、「表土や植物を他地域へ搬出する場合は、搬入地での生態系への影響に十分配慮する。」

とありますし、これはいいのか。

ただ、この場合に、あっそうか、失礼しました。これはいいみたいです。他地質へ排出していないということで、これは私の勘違いでした。ちょっと見ると、あと何点かおかしいなというところがあると思います。

(阿波委員長)

そうですね。先ほどの件につきましても、潮流の変化など海洋条件の変化によると書いてありますので、潮流の変化がどの程度あるかというのが、まずは大体のポイントになるのかなとは思っています。

その影響範囲ということをまずは評価していただいてということになるんじゃないのかなと。

(渡辺委員)

これは、あくまでもやったことを書いているのですね。

(阿波委員長)

そうですね。対応状況、配慮状況ですね。

(渡辺委員)

今後は、ここ改善していくということになるのか。

(阿波委員長)

このチェックリスト自体、
多分、本委員会で作ったものではないですよ。他の、多分、環境関係の審議委員会の方から来ているものじゃないでしょうか。

(事務局)

これは自体、県の環境計画のものを使用していますので、この委員会でこれを作成したということではございません。

(阿波委員長)

ちゃんと配慮しているということを確認したということにはなるかと思いますが。

(濱谷企画政策部次長)

前に担当課長でしたのでお答えします。

この関係は環境計画です。私共の県では基本的には大きな環境の改変に伴う、影響の大きいものについては、県でも条例を定めましてアセスメントを行っていただく。その際は、勿論、バックグラウンドから調べて、工事がどのような影響を与える恐れがあるのか。それを最小限に留めるにはどういう方法をとったらいいのか。更に後のアフターもケアしなさいよ、というような手続

きをとっていただくことになるのですが、それに至らないような、アセス条例の対象にならないような、それほど大規模に環境に影響を与えないような事業であったとしても、基本的にはこのような公共工事、公共事業を行う際に基本的にこのような事項について、環境に配慮してください、しましょうよ、というような取り決めでございます。

ですので、実際、全く配慮していない、先ほど、ここでやりました持ち込み先の、残土の持ち込み先の生態系をかく乱するような行為は止めましょうとか。それが現実にあるかどうかは別にして、その恐れのあるような行為をできるだけ少なくしようということでございます。

大きなものにつきましては、勿論、条例なり法に基づいてきちんと現状把握から環境に与える工事等が環境に与える影響、それを回避したこと等をきちんとプロセスを経させていただきますが、それに至らないものについても、基本的に環境に配慮した公共事業を行いたいという趣旨から定めたものがございますので、よろしく申し上げます。

(阿波委員長)

その他、委員の方、どうぞ。

(秋葉委員)

すいません。

蒸し返すようで申し訳ないのですが、2と3の事業に関してです。

費用対効果分析のところ、Bですが、いずれも防災便益が無記入で、これについては、もし、事業3に関しては、社会的評価としては防災機能確保の重要性が強く認識されているようですが、その必要性が薄ければ、ここの項目は削ることもありでしょうし、あるいは、何らかの形で出ないのであれば、出ない理由があるのでしょうか。という問いですが。

(阿波委員長)

便益の算出方法だと思いますが。

(道路課)

お答えします。

配付しております「道路整備事業における県独自の費用便益分析実施要綱」、インデックスは、費用便益道路独自費用便益というインデックスがあるんですけども、その中に要綱を定めております。平成24年3月と。これは、この委員会にご協力いただいて定めたものです。

今、ご質問があったのは、基本3便益の他に地域独自の便益を加味すべき。でも、無記入ですよというようなご質問の内容だったかと思います。

5ページ以降が、当県独自の便益になっています。

これが、冬期、冬場と夏場、交通速度の差がありますので、その速度差、整備されることによって、そこで速くなりますので、いろいろな便益の向上がありますよねというのが、この5ページです。

次が観光便益なんですけど、これは、全ての事業、見ていないんですけど、ある施設に道路ができ

たときに、観光客の入れ込み数の増加分を確実に把握できる場合、そういう場合はみていいですよ、ということなんですけども、ちょっと確実に把握できる資料がなかったのが、今回、みていませんと。

地域振興便益、道路が整備されることによって、公共施設、文化ホールだとか公民館とか、そういう大型施設などに1時間以内にアクセスできる沿道世帯が増えた場合、加味することができるとなっております。今回もこれがないのでみていないと。

4番は、地域医療等便益ということで、救急病院だとか、消防署、警察、それらに30分以内でアクセスできる価値を便益として計上します。これも、整備することによって、今まで30分以上かかったんだけど、30分以内で行けますよとなれば加味することができます。でも、今回、これは対象になっていません。

最後のこの防災便益、これは飯詰工区だけ、今回計上させてもらっています。飯詰工区は、「①大型車すれ違い困難区間」とありまして、車道幅員が5.5m未満、いわゆる2車線が確保されていない非常に狭い道路。これを2車線確保しますので、この効果は便益としてみることもできるだろうということで、この便益をみさせてもらっています。

これは、考え方としましては、計画交通量の2分の1を世帯数とみまして、それに便益原単価ということで、これは国の方というか、研究所の方で「道路投資の評価に関する指針」と、一番下のところに書いていますけども、これに示されました原単価を使って掛け合わせて防災便益を計上していると、そういう状況であります。で、みているのが飯詰工区の防災便益だけみておりますと。あとはゼロ、みていないということでもあります。

基本、3便益の他に加味したのは、冬期便益と飯詰工区の防災便益、あと地域補正係数という、都会と田舎の地域差のバランスをみる指数があるんですが、それは全ての項目、3事業ともに計上しておりますけども、その他、加味しているのは防災便益、飯詰工区だけということになります。

(阿波委員長)

多分、県の方としても、ある考え方に基づいて便益を算出されているんだと思います。

しかしながら、事業効果として考えている効果を全てちゃんと便益として評価できていないという部分も当然あるのではないかと考えています。

先ほど、大橋委員の方からもご説明がございましたように、実態と計算とのかい離が当然あるかなと思いますので、ある程度、我々としても、目安的な部分で、この便益というものをみていく必要があると考えています。

事業効果としては、やはり全体をみていながら、その都度、評価していくというスタンスでやっていく必要があるんだろうなと思っておりますので、その辺を少し認識していながら、もし改善が必要なところがあれば、その都度、ご相談、ご意見をいただければと思っております。

その他、何か皆様からご意見ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

《（４）現地調査について》

それでは、ないようでございますので、一旦ここで３番の議事については締めさせていただきます。４番の現地調査についてご意見を頂戴したいと思っております。

当委員会につきましては、必要に応じて地元の関係者などから県以外の、県の直接事業の職員の方々以外から意見を聴取する。また、事業の実施区の現状を調査する事業を選定することができるということになっております。

これまでの審議を通じまして、現地調査が必要だと思われる地区があれば、次回の委員会で現地調査を行いたいと思っております。

つきましては、現地調査等が必要だと思われる地区、事業がございましたらご発言いただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

例年、どこかに行っています。全くないということもあるかと思うんですが、どこか、今年度も折角委員が改選されて１回目ということもございませぬので、今後の審議の参考にさせていただきますということもございませぬので、何かしらの現地調査というものを計画したいと思っております。何かご提案があればご発言いただければと思います。

現場の状況を見るということと、あと地元の関係者からご意見を聴取するというのが主な目的になるかと思ひます。

いかがでしょうか。

それでは、特にご意見がないということであれば、事業規模からすれば６番の駒込ダムというのが１つの案にあるんじゃないかと思ひますが。実は、駒込ダムは平成２０年度の再評価で現地調査をこの委員会としてしております。そういったこと踏まえまして、今回は５番の広域河川事業（中村川）の現地調査について提案してはどうかと思ひますが、いかがでしょうか。

５番ですね。

ちょっと場所的には遠いんですけども、鱒ヶ沢ですので、もしかしたら半日では難しい、一日かかってしまう可能性もなきにしもあらずということでございませぬが、どうでしょうか。

その場合に地元のご意見を伺う、地元関係者を人選するということが必要になります。この場合には、特に地元の住民ということでよろしいのではないかと思ひますが、その辺も何かご意見等がございましたら併せてお願ひできれば幸いです。

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見がないようですので、今年度の次回の委員会において、５番の中村川の現地調査を提案するということで進めさせていただきますと思ひます。

また、地元関係者の人選につきましては、私と事務局で決定させていただきますと思ひますので、ご一任いただきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

それでは、よろしいでしょうか。

《（５）現地調査を除く委員会意見の決定》

続きまして、最後の議事でございます。

現地調査を除く委員会意見の決定ということでございます。

本日、６件の事業についてご審議をいただきました。県の対応方針について、先ほど、話がございました５番の中村川につきましては、現地調査を踏まえて対応方針について確認をしていたということとなりますので、残りの１番から４番と６番につきまして、本日、委員会の意見について確認させていただきたいと思っております。

それでは、順番に念のため確認させていただきます。

まずは、２８－１でございます。白糠の漁港でございます。こちらは、特に事業に係わる大きなご意見等もなかったかと思っておりますので、継続ということとさせていただいてよろしいでしょうか。

続きまして、２８－２でございます。国道３３９号の五所川原の北バイパスでございます。こちらも県の対応方針どおり計画変更という形でよろしいでしょうか。

続きまして、整理番号の３番です。八戸野辺地線でございます。こちらも県の対応方針案のとおり計画変更という形でよろしいでしょうか。

それでは、続いて整理番号の４番でございます。こちらは、県の対応方針は継続となっておりますが、このとおりでよろしいでしょうか。

次は、整理番号の５番でございます。県の対応方針は継続となっておりますが、基本的に継続でよろしいのかなと思うのですが、再度、次回の現地調査でご審議いただくということとさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

続いて、整理番号の６番でございます。駒込ダムの事業です。県の対応方針は継続となっておりますが、これは、このとおりでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。様々、環境に対するお話が出てきておりましたので、今後とも、その点については十分ご配慮いただくということで継続という方針で進めるということで対応できればと思っております。

以上で委員会の意見として決定させていただきたいと思っております。

それでは、本日の議事は全て終了いたしました。

ここまで、全体を通して何か皆様からご意見等ございませんでしょうか。

よろしいですか。

特にないようであれば、事務局の方から何かございましたらお願いいたします。

【連絡事項】

(事務局)

それでは、事務局から次回の委員会の開催につきましてご連絡させていただきます。

先ほど、決定いたしましたように、次回、第２回目の委員会につきましては、整理番号５番の中村川広域河川改修事業の現地調査を実施することになりました。

時期といたしましては、大体７月下旬頃の開催を予定したいと思っております。

それから、先ほど、お話にもございましたとおり、地元関係者等との意見の交換ということもございますので、地元関係者の都合もありますことから、委員の皆様とのご予定を調整しながら

開催日につきましては決定させていただきたいと思います。ただ今、委員の皆様方に日程の連絡票を配付させていただきました。こちらの用紙で、6月28日までに、ちょっと期間が短く申し訳ないんですが、ご連絡いただきますよう、よろしく願いいたします。

それから、先ほど委員長の方からお話ございましたが、審議内容の公表・縦覧につきましては、本日の委員会での配付資料、議事録等につきましては、事務局である県の企画政策部企画調整課におきまして縦覧に供するとともに、県のホームページにおきましても公表いたしますのでよろしくお願いしたいと思います。

事務局からは以上です。

【5 閉会】

(司会)

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりましてご審議いただきましてありがとうございます。

これもちまして、本日の委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。